

恵那市物価高対応子育て応援手当 のご案内

対象児童 1 人につき 2 万円を 1 回限りで支給します！

■はじめに・・・申請は必要ですか？

原則**申請は不要**です。

注) **申請が必要な方は裏面「6」**をご覧ください。また、受け取りを辞退する場合や支給口座を変更する場合は**1月30日**までに、裏面記載の市窓口まで提出してください。

恵那市

① 手当のご案内を送付します。

② 受け取りを辞退する場合や支給口座を変更する場合のみ、届出書を提出してください。

③ 児童手当受給口座、または届出された口座へ振り込みます。

子育て
世帯

申請が必要な方

注) 裏面の「6」の方は申請書を提出ください。

1. うちの子は、対象になるの？【対象児童】

次に記載する児童が対象になります。

- (1) **令和7年9月分(※)**の児童手当の支給対象児童(※令和7年9月に出生した児童については10月分)
- (2) 令和7年10月1日から**令和8年3月31日まで**に出生した児童

2. だれがもらえるの？【支給対象者】

上記(1)の**児童手当受給者**、または上記(2)の保護者のうち生計を維持する程度の高い者

3. いくらもらえるの？【支給額】

対象児童1人につき**2万円**(1回限り)です。

4. いつもらえるの？【支給時期】

恵那市では2月13日(金)から順次支給を開始します。以降、入金の確認ができなかった場合は裏面記載の窓口までお問い合わせください。

注) 裏面「6」の方については申請が必要なため、支給時期が異なります。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

5. どんな方法でもらえるの？【支給方法】

(1) 児童手当受給者

児童手当受給口座か、届出書により届け出た口座に振り込みます。

※令和8年1月30日までに児童手当の口座変更届を提出された場合は、改めて届出をする必要はありません。

(2) 申請を行った保護者（「6」の対象者）

申請書で指定した口座に振り込みます。

6. 申請が必要なのはどんな場合？

次に記載する方は申請が原則必要です。申請書を提出してください。

- ・令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者
※ただし、恵那市で児童手当を申請済みの方は申請不要です。
- ・所属庁から児童手当を受給している公務員（下記「公務員の方へ」を参照）
- ・10月1日以降に離婚（離婚調停中等も含む）により児童手当の申請が必要になった保護者

7. こんなときはどうなるの？

■ 引っ越した場合はどうなりますか？

9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当を支給した市町村（特別区含む）から、児童手当受給口座もしくは届出書により届け出た口座に振り込まれます。ご不明な点があれば、前述の引越前の市町村にお問い合わせください。

■ DV被害により、子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

避難先で児童手当の受給者変更をしていけば、手当を受けられます。早めに避難先の市町村へ相談してください。住民票の移動や配偶者の市町村への連絡は不要です。

～公務員の方へ～

公務員の方は、まずは所属庁に手続きについてご確認ください。

8. 各種様式について

申請書や各種届出書の入手方法は次のとおりです。

①市ホームページからダウンロード②市窓口で受け取り③郵送希望の場合は電話連絡 ※記載方法などは下記市窓口へお問い合わせください。



「物価高対応子育て応援手当」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

恵那市から問い合わせを行うことがありますが、ATM操作や、手数料などの**振り込みを求めることは絶対にありません**。不審な電話がかかってきた場合には、すぐに恵那市の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

お問い合わせ先

- ・恵那市役所（物価高対応子育て応援手当窓口）
電話：0573-26-6825（平日9:00～17:00）
- ・国：こども家庭庁 コールセンター
電話：0120-252-071（平日9:00～18:00）

恵那市ホームページ
物価高対応子育て応援手当ページ



<https://www.city.ena.lg.jp/soshikiichiran/iryofukushibu/shakaifukushika/1/iryoukyufu/19614.html>